



小栗キャップの News Letter

2013年5月24日(金)

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル4F

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

ケガ・病気で会社を休んだら

健康保険傷病手当金

業務外のケガ、病気で休職し、賃金が支給されない時は、健康保険から傷病手当金が支給されます。休み始めの連続した3日間は待機期間で支給対象にはなりません。4日目より支給され、同じ傷病は支給開始日より1年6ヶ月の間支給されます。途中職場に戻り、再度休職した場合には同じ傷病であれば開始日より1年6ヶ月の間で残日数分が支給されます。又、傷病手当金は国民健康保険には設けられていません。

給付はいくらになるのか

傷病手当金は休職1日につき賃金額(標準報酬日額)の3分の2相当額が支給されます。私傷病による傷病を対象としているので労災保険、厚生年金等から給付が受けられる時も支給されません。

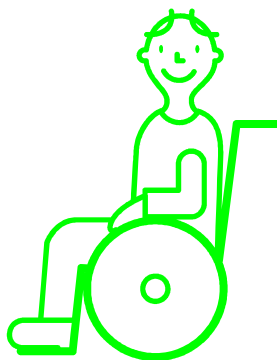
退職後の傷病手当金受給

傷病で退職する事となった時に、資格喪失日前日(退職日)に傷病手当金を受給している場合は、その日までに継続して1年以上被保険者であれば同じ健康保険組合又は協会けんぽから手当を受ける事が出来ます。退職後に他の健康保険制度に移っても同じ傷病が続いている時は支給開始から1年6ヶ月の間は受給できません。退職後、任意継続制度を利用して従前の健康保険に加

入している方は同様に退職前の加入期間が1年以上あれば、引き続き傷病手当金を受給出来ます。又、退職後の支給申請書に事業主印は必要ありません。

傷病手当金受給中の失業給付

会社を退職した時に療養中で傷病手当金を受給している方は、すぐに再就職はできません。ハローワークに求職の申し込みをしても求職活動も出来ない為、雇用保険からの失業給付は受けられません。その場合は疾病等を理由とした受給期間の延長制度を利用する事が出来ます。雇用保険の失業給付は原則として離職した日の翌日から1年間ですがその間に引き続き30日以上働く事ができない期間は働く事の出来なかった日数だけ受給延長できます。延長期間は最大3年間です。なお、所定給付日数300日及び360日の方の延長できる期間は其々最大限3年と30日及び3年と60日となります。



失業給付の受給延長は離職日の翌日から30日を経過した日から1ヶ月以内に受給期間延長申請書をハローワークに提出してください